

第3節

国民の信頼を得るための取組

防衛力とは、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は、ほかのいかなる手段でも代替し得ない。そして、何よりも国民の強い信頼によって支えられていなければ、その機能を発揮することはできない。したがって、自衛隊員は日々職務に精励し、国民の信頼と期待に応えるべく努力を続けている。

しかしながら、一方で国民の信頼を損なうような事案が発生し、防衛省・自衛隊としては、これらを深く反省するとともに、同種事案を再び生じさせないよう、断固たる決意を持って臨む覚悟である。本節では、こうした取組について主なものを¹⁾を説明する。

1 防衛施設庁入札談合等事案への取組

防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書

昨年1月30日、防衛施設の建設工事に係る競売入札妨害の容疑で、防衛施設庁の幹部職員などが逮捕されて以降、防衛庁（当時）は、国民に信頼される政策官庁としての新しい体制を作り上げるため、額賀防衛庁長官（当時）の統括の下、北原防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」および木村防衛庁副長官（当時）を委員長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」を設置し、事実関係の徹底究明および抜本的な再発防止策を検討した。

同年6月15日、調査委員会は「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」をとりまとめ公表した。また、翌16日、検討会は「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」をとりまとめ公表した²⁾。

防衛省は、ここに掲げた再発防止策を実施していく前提として、職員の徹底した意識改革の重要性、特に、予算が国民の血税であることの周知徹底と、法令遵守意識の向上などの取組を行うことが重要と認識している。全

図表Ⅲ-4-3-1

「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」の骨子

検討分野	主要な改善項目
建設工事の入札手続等	<ul style="list-style-type: none"> ○入札手続の改善 ○入札・契約過程における監視・チェック機能等の強化 ○談合に対する予防的措置の強化 ○OBを含む業界関係者との適切な関係の確立 ○継続的なフォローアップ
再就職	<ul style="list-style-type: none"> ○早期退職慣行の見直し ○再就職の自粛等
懲戒処分等の基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準を作成
人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○I種技官の統一的な人事管理等 ○積極的な人事交流 ○事務官と技官の組み合わせ配置 ○徹底した意識改革
組織	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛施設庁の業務の精査・見直し ○地方において部隊等が直接行っている調達業務の見直し ○地域と防衛行政との接点を担う地方組織への再編 ○内部部局の再編 ○全庁的な立場から監査・監察を行う組織・部局の新設 ○今後の検討
公益法人	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)防衛施設技術協会の解散 ○防衛庁（当時）が所管するその他の公益法人に関する改善事項 ○労務借上契約の見直し

1) そのほか、海自隊員による無断海外渡航および注意文書不正複写事案（06（平成18）年7月判明）、玖珠駐屯地における武器等紛失事案（同年9月）などが生じた。
 2) 細部については<<http://www.mod.go.jp/j/delibe/dangou/houkoku/20060616.pdf>>、<http://www.mod.go.jp/dfaa/topics/nyusatsu_bogai/pdf/tyousa_houkoku.pdf>参照

職員が、このことを肝に銘じつつ、対策の効果を随時検証し、問題点が認められれば必要な見直しを行い、より

適切な対策を講じていく所存である。
(図表Ⅲ-4-3-1 参照)

2 薬物事案への取組

05（平成17）年、各自衛隊において、薬物事案が続発¹したことを重く受け止め、同年10月に、「薬物問題対策検討会議」を設置し、昨年2月にその問題点と再発防止策などについて「最終的なとりまとめ」を作成した²。

こうした取組にもかかわらず、昨年4月に航空自衛官1名、9月に海上自衛官2名が、また本年2月に陸上自衛官1名が覚せい剤取締法や麻薬特例法に違反した容疑

で逮捕される事案が発生した。防衛省では、昨年9月の逮捕事案を受け、同月「薬物問題対策検討会議」において、より実効性ある薬物検査³について検討し、陸・海・空自衛隊に勤務する自衛官を対象として、一定期間⁴内に、延べ数で全隊員分の薬物検査を実施することとしている。今後、このような事案が起きることがないように、引き続き再発防止策の徹底を図っていく。

- 1) 05（平成17）年7月から同年12月までに、大麻取締法などに違反した容疑で、計17名の自衛官（海自11名、陸自5名、空自1名）が、逮捕または書類送検された。
- 2) 「最終的なとりまとめ」の再発防止策として、①服務指導および教育の徹底、②入隊後における薬物検査（尿検査）の導入、③各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実施していくこととした。なお、入隊時の薬物使用検査は、02（平成14）年から実施している。
- 3) 検査の抜き打ち性の確保
- 4) 例えば、2年

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

基地警備で活躍する女性自衛官の声

航空自衛隊 第3輸送航空隊基地業務群管理隊

3等空曹

まつもとともよ
松本友代

基地警備は何をするのか、皆さんはご存知ですか？

正門などの警衛業務、基地内の巡回警備、基地内外の不測事態への対応を行うもので、有事には航空戦力の弱点である基地の基盤を守るため、敵からの攻撃や侵入を阻止することなど、航空自衛隊が積極的に取り組んでいるものです。

そのような警備という職種に私のような女性が配置され、基地警備の最前線に携わることができ、とてもやり甲斐のある充実した日々を過ごしています。また、基地を守ることでなく、基地の顔として正門などで勤務できるので、多くの方に覚えてもらえ、応援していただいています。さらに、私の子供達から「お母さんカッコイイ！」と言われることが、とても照れくさいのですが嬉しいです。

現在、警備小隊の庶務係として、皆が勤務しやすいよう勤務環境を整えたり、小隊内の総務業務をサポートしたり、基地警備訓練を実施したりしています。時には、バックアップ要員として交替制（24時間勤務）のクルーに加わり警衛隊員としても勤務しています。交代制の勤務に初めて就いた頃は、一日家を空けることになるので子供の事がとても心配でしたが、夫や両親などが理解し、協力してくれているので、今は、安心して勤務することができています。

私のモットーは、男性隊員に負けないよう職務を確実にこなすこと、また、女性隊員としての職務への気遣いができることを常に考えています。今年1月に3等空曹へ昇任することができ、一段と責任も重くなりました。一刻も早く、分隊長として部下を持ち、指導できるよう自学研鑽中です。

ただ、やはり体力面で一番苦労しています。戦闘訓練などでは男性隊員と比較すると、どうしても差が出ます。それを克服するため訓練中ですが、体力以外の部分で何か工夫できることはないか、上司や先輩に相談しながらいろいろ考えて努力しています。もともと警備職域には女性隊員が少ないのですが、私はこの職務に就いていることを誇りに思い、皆が安全に勤務できるようできる限り頑張っていきたいと思っています。



基地警備中の松本3等空曹